

返戻金制度について

当社が求人事業者に対して紹介した採用決定者が、入社日から 6ヶ月以内に採用決定者の自己都合により、退職、過失等による懲戒解雇になった場合には、次の通り紹介料金を返還いたします。ただし、雇用者の責による解雇、雇用主に起因する退職、採用決定者の死亡、天災事変等における不測の事態、その他採用決定者の免責が相当と推察される事由の場合には、返還の適用を除外するものとします。

3ヶ月以内の場合、料金の 50%（別途消費税を加算）

6ヶ月以内の場合、料金の 30%（別途消費税を加算）

許可番号 27ユ -302256

事業所の名称及び所在地 株式会社ラッド・リスタス
大阪市北区国分寺 2-1-14 7F